

2 1 施 施 助 第 3 号
国 総 入 企 第 2 号
平 成 2 1 年 4 月 3 日

各都道府県担当部長 殿
(市町村担当課、契約担当課、教育委員会扱い)
各政令指定都市担当部長 殿
(契約担当課、教育委員会扱い)

文部科学省大臣官房施設企画部施設助成課長

国土交通省総合政策局建設業課長

学校耐震改修における手続の迅速化等について(要請)

公立学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所となるなど地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、その安全性の確保はきわめて重要です。

また、昨年6月には地震防災対策特別措置法も改正され、大規模地震により倒壊等の危険性の高い(Is値0.3未満)の耐震化について、平成23年度までの完了を目指し、その取り組みの加速化が求められており、その迅速な推進のため、学校耐震改修における発注手続の迅速化、入札参加条件の適切な設定、ダンピング対策の徹底等の入札及び契約の改善を早急に行う必要があります。

このため、従来より、入札契約制度の全般的な改善について別紙のとおり総務省及び国土交通省において要請を行ってきたところですが、学校耐震改修において特に必要があると認められる以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。なお、要請事項の実施に当たっては、契約担当部局と教育委員会の連携を図るよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村の契約担当部局及び教育委員会に対しても、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

記

- 一 学校建物等の耐震化事業（改築及び補強（以下、「耐震改修」という。））においては、各地方公共団体の人員・体制に限りがある状況の中で、今後加速化に伴って多くの事業を同時に、かつ、短期間に実施しなければならないことが、考えられる。この場合、必要に応じてＣＭ（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用により、発注者としての体制の補完を図ること。なお、国土交通省においては、地方公共団体におけるＣＭ方式の検討に際し、アドバイザー派遣等による支援を実施していることから、その活用を積極的に検討すること。

- 二 耐震改修においては工事の規模・態様に応じた適切な発注方式の活用により迅速かつ適正に事業を遂行していくことが求められる。事業の発注に際しては、基本設計、詳細設計、施工を分けているため、時間を要することとなる。加速化のため、これらに要する時間も短縮しなければならないことも考えられる。この場合、必要に応じて、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式の採用により、迅速な事業の実施を図ることが可能なものについては、その活用を積極的に検討すること。

- 三 耐震改修においては工事期間が夏期休業日に集中する傾向があるが、今後、加速化に伴って事業が大幅に増加することも考えられる。この場合、必要に応じて次のような弾力的な対応を検討すること。
 - 可能な限り速やかに発注するとともに、施工業者の着工までの準備期間を確保し、工事の規模・態様を踏まえた的確な工期を確保するよう努めること。
 - 総合評価方式、ＶＥ方式等を通じた民間の技術提案を積極的に活用することにより、工法、工期等を弾力的に設定すること。

- 四 耐震改修においては、その性質上、
 - 通常の工事と異なる共通仮設費や現場管理費が必要となる場合があることから、予定価格の作成に当たっては、市場の実勢を踏まえ、所要の経費を計上すること。
 - 施工中に各種の条件変更が発生し得ることから、これに対応した設計変更を適切に実施すること。